



平成 27 年 12 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社東京TYフィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 柿 崎 昭 裕
コ ー ド 番 号 7173 東証第一部
問 合 せ 先 経営企画部長 三 浦 毅
(TEL. 03-5341-4301)

基準日後株主の議決権付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月に開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における議決権の基準日後に、当社と株式会社新銀行東京との間の株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により当社の普通株式を取得する者に対して、本株式交換の効力が生ずることを条件として、下記のとおり、本定時株主総会における議決権を付与することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 議決権を付与する株式

本株式交換により交付する当社普通株式

（参考）本株式交換により交付する当社の普通株式の数 1,422,289 株（予定）

（注）上記の本株式交換により交付する当社の普通株式の数は、平成 27 年 10 月 15 日現在における株式会社新銀行東京の発行済普通株式の総数（5,926,207 株）に基づいて算出した数であり、変動することがあります。

2. 議決権を付与する理由

平成 27 年 9 月 25 日付の「株式会社東京TYフィナンシャルグループと株式会社新銀行東京の経営統合（株式交換）に関する最終合意について」にて公表いたしましたとおり、当社は、平成 28 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、株式会社新銀行東京を株式交換完全子会社とする本株式交換を行う予定です。

つきましては、本定時株主総会において、本株式交換により当社の普通株式を取得する株式会社新銀行東京の株主に対しても議決権を付与することが、本株式交換の趣旨に合致するものと判断し、会社法第 124 条第 4 項の規定に基づき、本定時株主総会における議決権の基準日（平成 28 年 3 月 31 日）後に当社の普通株式を取得するそれらの株主に対しても議決権を付与することといたしました。

なお、この議決権の付与は、平成 27 年 11 月 27 日開催の当社の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会にてご承認を賜った「株式交換契約書」第 11 条に基づくものです。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

東京TYフィナンシャルグループ 経営企画部

〔 東京都民銀行 経営企画部広報室 TEL 03-3505-2155
八千代銀行 経営企画部 IR 課 TEL 03-3352-2295 〕